

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設として、けやき荘（以下「施設」という。）をさいたま市浦和区に設置する。

（定員）

第2条 施設の定員は、19世帯とする。

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設としてさいたま市母子生活支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
けやき荘	さいたま市浦和区	19世帯
こすもす荘	さいたま市西区	15世帯

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。